

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程および

電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程の一部改正について

(1) 電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）

（下線部変更箇所）

| 現 行 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>（記録の禁止）</p> <p>第 20 条 記録機関は、法第 7 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。</p> <p>（1）質権設定記録</p> <p>（2）分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>2 以下（略）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> | <p>（記録の禁止）</p> <p>第 20 条 記録機関は、法第 7 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。</p> <p>（1）質権設定記録</p> <p>（2）分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）</p> <p><u>（3）記録機関変更記録</u></p> <p>2 以下（略）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p><u>（効力発生日）</u></p> <p><u>第 3 条 第 20 条第 1 項第 3 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日に効力を生じる。</u></p> |

(2) 電子債権記録業（ローンサービス）に関する業務規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）

（下線部変更箇所）

| 現 行 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>（記録の禁止）</p> <p>第 1 8 条 記録機関は、法第 7 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。</p> <p>（1）質権設定記録</p> <p>（2）分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>2 以下（略）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> | <p>（記録の禁止）</p> <p>第 1 8 条 記録機関は、法第 7 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる電子記録を禁止する。</p> <p>（1）質権設定記録</p> <p>（2）分割記録（譲渡記録とともにするものを除く。）</p> <p><u>（3）記録機関変更記録</u></p> <p>2 以下（略）</p> <p>附則</p> <p>（略）</p> <p><u>（効力発生日）</u></p> <p><u>第 2 条 第 1 8 条第 1 項第 3 号の改正規定</u> <u>は、平成 2 9 年 4 月 1 日に効力を生じる。</u></p> |